

令和 8 年度第 2 回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（書面協議）
（兼鶴岡市地域公共交通会議）の結果について

1 書面決議協議案件

○協議議案 1 羽黒地域市営バス運行経路・ダイヤ改正（案）について

2 令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（案）について

2 議決結果 承認

3 議決日 令和 8 年 8 月 7 日（金）

【参考】

委員数 21 名のうち返信（出席）数 21 名 ※承認 21 名、反対 0 名

鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約抜粋

（会議）

第 8 条協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。